

令和4年度 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和4年12月8日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第31号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第32号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

外村 和彦

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

8 番 平井 豪

農地利用最適化推進委員

松永 博文、井芹 康雄、伊佐 浩二

8. 議事録署名人

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典 川端 勵志 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆様こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

 まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございますので、甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

 それでは、ただいまから令和4年度第9回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まずは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。第9回、本年度最後の委員会であります。年度末の多忙な中、皆様方にはお集りをいただきまして、大変ありがとうございました。

 今年1年ざっと振り返ってみますと、今年は大型台風の大きい襲来もなく、それから大雨の被害もほとんどなく、麦、米、大豆等あるいは野菜等にもほとんど大きい被害はなかったと思います。そのような1年ではなかったかと思います。

 それと、話が大きくなりますけど、今、国会が行われて、あと二、三日で閉幕になろうかと思いますが、いろいろと議論をされておりました。特に皆さん御承知と思いますが、今年は、骨太方針の中に食料の安全保障という項目が加わりまして、その関係で農政関係も大きく議論がされております。また、今の国会論戦いろいろ聞いとったんですが、一番びっくりしたのは、農林水産大臣の答弁が全く間違っていた部分がありました。皆さん御承知かと思いますが、聞いておられたかどうか知りませんが、日本が今どれだけ外国から小麦を輸入しているかといういろいろな質問の中、大臣が読み違えたのか、頭の中でそのようにいつも思っておられるのか分かりませんが、7万7,000トンを入力しているという答弁をされまして、私も聞いてびっくりしたわけですが、その後の答弁の中で、事務局が耳打ちをして、違いますよ、大臣。輸入量は77万トンですよということで修正をされたから事なきを得たんですが、それを一人歩きしていたら大変なことになったなと私自身は思っていたところです。もっと深く言えば、この77万トンの輸入量の根拠が何かということで、ちょうど私が現職で努めとったところ、一番のその件がネックの大きいところでありましたので詳しく知っているんですが、実を言いますと、これは遡ることガ

ット・ウルグアイランドという言葉 皆さん御存じと思いますが、それを受けてWTOいわゆる、関税と貿易に関する一般協定が変わってます。それから世界貿易機関のWTOです。それから今の、大きく言えばTPPに変わっている貿易の流れです。このWTOの中でその77万トンが決まった部分があります。どうして決まったかということ、平成7年だったと思いますが、当時国内に輸入する外国産の農産物の平均％が4％です。したがって、4％から最初平成7年にスタートしたわけですね。翌年に1年ごとに0.8％ずつ積み増していきますよということで、5年間で8％にする制度と。ところが途中で、これは大変になるということで、農水省が舵をきりまして、そこで関税化を受け入れたんです。したがって4年経ってますから、4％で3.2％加わりまして、7.2％となっています。そのときにこんな計算上の7.2％を運用しますよといった根拠が、今申してます77万トンになったわけです。ところが、現在はこの情勢も非常に変わってまして、当時1,000万トンの生産量は最近では七百五、六十万トンに代わってますので、おかしいんじゃないかというような質問の内容があったわけです。1,000万トンの7.2％と七百五、六十万の7.2％はえらい違うですね。何十万トンの違いが出てくると。そのお金も、いわゆる私たちの税金から出して買っている部分でありますので、そこら辺でもいろいろ問題があるんじゃないかというような質問だったかと思います。したがって、それはちょっと余談になりましたけど、皆さんにもぜひ知っててもらいたいなという部分がありましたので、この場を借りてお話をさせていただきました。

本日は最後の委員会ということで、3条案件、5条案件、農業基盤強化法の案件が予定をされております。皆さん方の忌憚のない意見をお願いしながら、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、本日の議事録署名委員は、4番委員の松本茂委員と、それから5番委員の伊豆野誠委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

議案第31号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第31号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和4年12月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入ります。2ページをお願いします。

番号2番と3番は、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線です。こちらに甲佐高校がございます。申請土地は、甲佐高校から西に約250メートル、大町の池田に2筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から農地の使用貸借権設定(6年)と耕作貸借権設定(6年)について、農地法上問題がないかを説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については該当しません。

3については該当しません。

4については、本人の従事日数は200日程度で、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないかと思われます。一応、自分の住んでいるところと一緒になので、管理されているところは問題ないと思います。

5については、取得後の耕作面積が5,041平米で、下限面積をクリアします。

6については該当しません。

7については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○ 4 番 4 番委員の松本です。先月の11月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請された農地は、大字大町字池田にある農地 2 筆です。申請地には米・野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、4 番委員の松本委員から現地調査の報告、また、5 番委員の伊豆野委員から、農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。
 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○ 1 2 番 御船から作られるということで、農機具等はどうなさるつもりですか。

会 長 事務局、分かりますか。はい、どうぞ。

事務局 この相手方の方が番号 2 番の申請人（譲渡人）の娘婿さんになります。農機具等については、番号 2 番の申請人の方のを使用させてもらうということで、この方がお持ちの農機具をそのまま使われる予定です。以上です。

会 長 河嶋委員よろしいですか。

 ほかに何か御質問はございませんか。

 ほかにはないようでございます。

 それでは採決を行います。

 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

 全員賛成と認めます。

 番号 2 番、3 番については、原案どおり許可することに決定をいたします。

 続きまして、番号 4 番について審議したいと思います。

 9 番委員の草場委員から説明をお願いします。

○ 9 番 9 番委員の草場です。では、説明します。

 （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

 以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。5 ページと 6 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

 まず、こちらが県道今吉野甲佐線になります。まずこちらなんですけども、船津の上原に 4 筆固まっております、あとは麻生原に 7 筆点在しております。

 次、6 ページをお願いします。こちらが緑川で、こちらが甲佐大橋で、こちらが町道船津上早川線になります。申請地はまずこちらです。麻生原の井樋下に 4 筆と麻生原の居屋敷に 1 筆、あと津志田の上川原に 2 筆ございます。

 場所の説明は以上で終わります。

会 長 それでは続きまして、9番委員の草場委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○9番 9番委員の草場です。
今回の申請は、申請人が子である相手方に農地を譲与する案件です。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。
2については該当しません。
3については該当しません。
4については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
5については、取得後の耕作面積が2万1,092平米で、下限面積をクリアします。
6については該当しません。
7については問題ないと思われます。
以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。先月の11月29日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字船津にある農地4筆と大字麻生原にある農地12筆、大字津志田にある農地2筆です。申請地には米・栗・花木・野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、9番委員の草場委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。贈与ということで問題ないですね。

それでは、意見もないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。

番号4番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番 1番委員の境です。では、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長
事務局

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

それでは説明いたします。7ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらが国道443号線で、こちらが日和瀬橋で、こちらに桜の丘さんがございます。申請地は、桜の丘さんから南東に約360メートル、西寒野の城ノ迫に1筆と鹿生田に1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、1番委員の境委員から農地の耕作賃借権設定（5年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の貸借について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

2については該当しません。

3については該当しません。

4については、従業員の従事日数は240日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

5については、取得後の耕作面積は1,724平米で、下限面積を満たしませんが、今回の申請は下限面積の例外規定に該当すると思われます。

詳しく説明します。農地法施行令第2条第3項第1号に、次に掲げる場合は、その取得後の面積がこれらの下限面積に達していなくても、その取得を認めることとされたと規定しています。

読み上げます。

「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められること」。

今回は、ハウス内で生物農薬（天敵昆虫）の餌となる草花の栽培を計画されており、この例外規定に該当すると判断しました。

6については該当しません。

7については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

事務局

事務局から補足で説明いたします。

まず、相手方について説明します。相手方は主に送粉昆虫や生物農薬の研究開発、製造、販売を行っている法人です。スライドで今、パンフレットを映しております。

今回の申請は、九州市場を主体とした規模拡大のための貸借となります。

次に、申請土地についてですが、今回の申請土地には、平成23年に既にハウスが建てられています。ハウスは申請人がキクラゲの栽培で使用していましたが、ここ数年は使用されていない状況でした。今回は、農地全体、この赤で囲んだ部分の貸し借りではなくて、ハウスが建っている部分、ここの黒で囲んだ部分、今回はこの雑種地2筆のここの黒で囲んだ部分の農地の貸し借りとなります。

事務局からは以上です。

会 長 現地調査を行っております。4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の松本です。先月の11月29日に、会長、長野委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字西寒野にある農地2筆です。申請地には、ハウス内の生物農薬（天敵昆虫）の餌となるクレオメやアロマティカスなどの花の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員。

○10番 私ね、これネットで調べよったんですよ。今はなかったけど、ネットの中には、マルハナバチの研究ってあるんですよ。どういうふうな研究をされるんだろうかなと思って今日、質問したかったんですよ。

会 長 事務局、何か分かりますか。

事務局 すみません、マルハナバチの研究については、情報を持っておりません。

○10番 持ってない。だから結局ネットで見ると、従業員は500人ぐらいおるんですよ。おるんだけど、九州では何もないですよ、この住所にね。調べよったけど、中を読んてみたけど、ほとんど何か分からなかった。だから一応ここ今聞いてみたんですよ。ということは、蜂をつくる、生かす花々も植えられるということですかね。

会 長 分かる範囲内で。

事務局 蜂に食べさせるための草花をそのハウスで栽培するということになります。その隣に、また工場の予定のところを借りられて、その工場内で蜂に草花をそこに持ってきて食べさせると話を聞いてます。

○10番 そしてその蜂で何かをつくられるということですか。

事務局 蜂を箱……。

○10番 箱に詰めて。

事務局 有害駆除する蜂を。

○10番 有害駆除ということは、ここに何か変な虫がおるよと。それを食べに行かせるよ

と。

事務局 簡単に申し上げますと、アブラムシをテントウムシが食べますよね。これ、アブラムシが害虫で、テントウムシが益虫になります。で、テントウムシを育てる、その幼虫のための餌の草花を育てて、成虫にして出荷する。あと、ハウス内でナスビとかイチゴとか受粉させますね。そういったミツバチ系も扱われてるというふうには聞いているんです。

○10番 なんかね、私これ分からんやった。ずっと聞きよったけど分からなかった。だけ
ん、例えばニホンミツバチだったらね……。

○5番 思ってるほどテントウムシはおらんですかね。結構いますよね。

○10番 例えばの話よ。テントウムシはね、よく豆植えると大豆にくつつくんですよ。こ
れだと大豆が熟れないんですよ。葉っぱが熟れなくて落ちなくなるんですよ、養分
取られてしまうから。いつまで経っても木は青いまです。

事務局長 テントウムシはあくまで例えです。

○10番 だから、そういうふうに放ったらテントウムシがなくなるのかなと思ったんだけ
ど。

事務局長 蜂は。蜂ですよ。

○9番 マルハナって受粉ってちょっと言われるやろ。多分そっちのほうじゃないかと。
受粉の需要があるけんですね。マルハナバチを利用して受粉させるっていう事じゃ
ないかと思うんですよ。

○10番 だから今イチゴなんか作っている人は、ミツバチ入れてるんですよ。それが最近
値段がかなり高くなってきたというふうには聞いているんですよ。

会 長 九州で初めての進出ということで、まだまだ始まったばかりだからですね、そう
いう計画をされているということ。

○5番 そうしたら、すみません。大したことではないんですけど、耕作賃借権は単独10
年、5年とかでも大丈夫なんですか。

事務局 はい。3条申請については年数は自由に決められますので、何年でも大丈夫で
す。

会 長 ほかには何か質問はございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号5番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして議案第32号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題

といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第32号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年12月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、9ページをお願いします。

議案第32号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1から3番については同一事業による許可申請でありますので、一緒に審議したいと思います。

それでは、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。それでは、番号1番から3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料10ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

まず、真ん中の上、こちらに甲佐町役場、その前を国道443号線、こちらは県道三本松甲佐、県道の甲佐小川線、甲佐小学校がございまして、甲佐幼稚園跡地がこちらです。ここの向かいにありますこの赤く記したところが今回の申請土地4筆でございます。

場所については、御説明は以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1番委員の境委員から説明をお願いします。

○1番

1番委員の境です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、新規施設の駐車場を建設するために転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、公共投資の対象となった農地ではあるものの、広がり10ヘクタール以下で、役場

より500メートル以内に位置しているため、第2種農地に該当すると思われます。

2については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

3については、資金計画書、金融機関の残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、盛土10センチ程度の造成とされており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。先月の11月29日に、会長、松本委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、大字豊内西ノ宮にある農地で、公共投資の対象となった農地ではあるものの、役場より500メートル以内にあることにより、第2種農地に該当し、ほかに代わる適地はないと思われるため、例外的に転用は可能と思います。

今回の転用申請では、盛土10センチ程度の造成とされており、転用による周囲の営農に支障をきたすおそれはないと思われることを報告いたします。

会 長 ただいま2番委員の長野委員から現地調査の報告、また、1番委員の境委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロ、いずれにも該当しないと説明があり、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

河嶋委員、どうぞ。

○12番 1番と2番の反当りの単価がちょっと違うように思いますけども、どういった理由で単価が違いますか。

会 長 事務局、回答できますか。

事務局 そこまでは聞いておりません。単価につきましては、お互いに話していただいたということで、それぞれ納得された単価なのかなと思います。

事務局長 問題というか、お互いに納得されてこの金額にされてるんで、農業委員会としては関するべきところではないのかなというところです。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

ほかに何か御質問ございませんか。

事務局長 ちょっと補足します。今回の申請に当たって、まず町の小学校の横に甲佐幼稚園がありました。そこを町としても売却したいということでいろいろ何年も前からやって、今回そことその裏側にある甲佐小学校の横の親水公園という木が植わっているところがあるんですけど、そことを合わせたところで町のほうで公募型のプロポーザル方式ということで売却の公募をかけました。そこで実際に買われるのが今

回の申請者の方になります。そして、書いてありますとおり、いろんな施設、レストランも含んだところで公園型の複合施設ということで計画をされておりまして、その敷地内がいろいろそういう施設を建てられるものですから、駐車場が全然ないということで、今回、新たに駐車場を求められるというような申請となっております。

以上、補足になります。

会 長 今、事務局長から補足がありました。これに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番から3番につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年12月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の12ページをお願いします。

甲農第1498号、令和4年11月28日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の13ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和4年度第9回です。

まずは農地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、6年の田が16筆の2万330平米、6年の畑が1筆の1,265平米、10年の田が7筆の9,576平米となります。

賃借権の新規について、3年の田が2筆の3,934平米、5年の田が3筆の6,050平

米、5年の畑が1筆の538平米、6年の田が3筆の7,309平米、10年の田が8筆の1万2,804平米となります。

このため、賃借権の小計は、田が39筆の6万3平米、畑が2筆の1,803平米となります。

使用貸借権の再設定について、6年の田が9筆の5,250平米、10年の畑が4筆の3,271平米となります。

使用貸借権の新規について、10年の田が18筆の9,003平米のみとなります。

このため、使用貸借権の小計は、田が27筆の1万4,253平米、畑が4筆の3,271平米となります。

以上により、今回の利用権設定の合計は、田が66筆の7万4,256平米、畑が6筆の5,074平米となります。

その他、所有権移転について、田が1筆の2,987平米、畑が2筆の1,716平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上となります。

会 長 それでは、14ページをお願いします。

議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1番から3番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちら緑川が流れておりまして、こちらが田口橋、県道御船甲佐線で、こちらが県道宇土甲佐線、こちらに森川健康堂さんがございます。申請地は森川健康堂さんから南に約100メートル、田口の上出口に1筆と、同じく森川健康堂さんから南東に約510メートル、田口の新地に2筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番から3番の相手方は田口集落の認定新規就農者として農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
 何か御意見ございませんか。
 質問もないようでございます。
 それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
 全員賛成と認めます。
 番号1番から3番については原案のとおり承認をいたします。
 続きまして、番号4番、5番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思いま
事務局 す。
 それでは、事務局から説明をお願いします。
 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
 上げ)
 続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しており
 ますが、前のスクリーンで説明いたします。
 まず、こちら緑川が流れておりまして、こちらが日和瀬橋、国道443号線で、こち
 らに桜の丘さんがございます。申請地は西寒野の小川島に2筆ずつ固まって計4筆
 あります。
 次に、相手方の状況について説明いたします。
 番号4番、5番の相手方は西寒野集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、
 主に米、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、
 集積後は効率よく利用できると思われます。
 以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
 それでは、質問もないようでございます。
 それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
 全員賛成と認めます。
 番号4番、5番については原案のとおり承認をいたします。
 続きまして、番号6番について審議したいと思います。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらは国道443号線で、こちらが安津橋、こちらに甲佐中学校がございます。申請地は甲佐中学校から西に約300メートル、下横田の池田でございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は下横田集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米、飼料作物の作付をされています。今回の申請地には米、イタリアンWCSの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号6番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちら緑川が流れておりまして、こちらが田口橋、こちらが県道宇土甲佐線、こちらに和田内集落がございます。申請地は和田内集落から北西に約780メートル、府領の上平下に1筆と田口の下松に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7番の相手方は、田口集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米・麦・大豆の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 譲受人の貸付期間の法人の割には短いみたいな感じがするんですけど、これは何か理由があって3年という短いんですか。

会 長 事務局、そこら辺り、本田委員分かりますか。

○10番 私が答えます。貸している人のわがままで3年です。

○1番 貸してるほうが？

○10番 はい、わがままで3年です。いやいや、体調がよくないんですよ。回復したらするつもりかどうか分かりませんが、要するにわがままで3年。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。賛成することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号7番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号8番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらに緑川が流れておりまして、こちらが甲佐大橋、こちらが国道443号線になります。申請地は国道443号線と甲佐大橋の上り口の交差点から北に約500メートル、早川の前田にあります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号8番の相手方は、御船町の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に米・麦の作付をされています。今回の申請地にも米・麦の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号8番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして15ページをお願いいたします。

番号9番から24番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通しての賃借です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。23ページと24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、23ページを御覧ください。

こちらは国道443号線、こちらが甲佐小学校、こちらが県道三本松甲佐線になります。申請地は、甲佐小学校から南東のほうに豊内の五反田に1筆と中園に2筆ございます。

次に、24ページをお願いします。

こちらに緑川が流れていまして、緑川沿いに県道三本松甲佐線が通っています。こちらが宮内小学校の跡地となります。こちらに小鹿の集落がございます。申請地は小鹿の上大王に6筆、田ノ平に11筆固まって存在しています。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は上揚・豊内集落の認定新規就農者で、主に米と馬鈴薯の作付をされる予定です。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま数多くの説明が事務局からありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番

こんな狭いところでどうやって管理されるんだろうか。それも狭いところは50しかないですね。機械が入ってもすぐ出らないかんという田んぼばっかしですね、これはもう。どういうふうに管理されるのか、それが不思議でならない。

事務局長

管理の面はあれですけども、この方が株式会社を立ち上げられてされているので、無農薬での米の栽培を計画されている。無農薬の栽培ですので、農薬を使いませんので、なかなか周りが田んぼとかがいろいろあったら、調整がつかないということで、今回、山手のほうで全部計画された。一点心配されているのが、ここが震災の関係で水路が全部やられておって、水が今のところ取れない状況ですので、

ただ今年度そっちの災害復旧工事が完成しますので、一応水のほうは取れる。機械については小型のやつでやっていくということで、初めての新規就農ということもありますので、その辺については研究しながらやっていくということで聞いております。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○10番 はい。大変やろな。我々、法人でがばっとやってますよね。それでも大変なのに、これを1個1個上っていったってするのはこれ相当の苦労だと思いますよ。どんな無農薬をやっても恐らく採算取れるのかなというのが個人的には思います。

会 長 河嶋委員。

○12番 鳥獣関係はどういった対策を取られるんでしょうか。

事務局 一応その辺についても、この方が新規就農者で、先日認定審査会があって、今日付けで認定するという形になっておって、今、会長も一緒に同席されてお話聞いたんですけども、電気柵をつけてそこにはるような計画をされているということでした。

会 長 はい、どうぞ。

○14番 貸借期間がR4年2月1日となっているのは何か。それが今上がってくるっていうのは、新規で何かあるのか。

事務局 申し訳ありません。令和5年2月1日の誤りでございます。修正をお願いいたします。申し訳ありません。令和5年2月1日から令和15年という形です。申し訳ありません。

会 長 修正よろしいですか。伊豆野委員どうぞ。

○5番 一応、農地がちょっと上豊内と宮内ということで散乱してるんで、けん引とかは持ってられるんですか。免許等は。けん引免許。わざわざ、トラクターは歩かせて行けるけど、コンバインを小鹿から上豊内まで歩かせて行くというのは、不可能ではないですけど、ちょっとあれなので、けん引免許とかは持たれてるのかなって。小さければまた別で、免許はいらないんですけど。

事務局 認定審査会のときのお話ですけども、けん引免許までのお話は聞いてませんが、今、この法人の住所が八代になってます。これはこの代表者の方の実家の住所です。この代表者の方と奥様と会社を設立されたんですけども、現在住んでおられるのは熊本市のアパートに住んでおられます。アパートですので、今度引っ越したときに法人登記もかえないかんということで、実家の住所で取りあえず登記をしたと。今現在、やな場の傍の空き家のところで今住むところを交渉してます。その小屋とか何とかを合わせて。農機具のほうはそこに入れるというような話を聞いてます。そこで話がまとまれば、住民票もそこに移して、甲佐町に定住するというような話を聞いております。けん引の話は聞いておりませんが。

○5番 サイズが小さいやつだったらけん引免許はいらないけど、大きい奴でしたら多分小鹿は上らないと思うんで。

○1番 いいですか。宮内のほうに倉庫みたいなのを借りるか仮置き場の感じでは話してた。

会 長 ちゃんと境さんにも相談されたから、ちゃんと相談してあれしよと聞いた。

○2番 初めて農業されるんですか。

事務局長 今回、自分たちがされるのは、研修とかは何か一応受けられて。

○2番 年齢ってどれくらいですか、年齢。

事務局長 宇土のほうで4年ぐらい研修して、そこで。

事務局 34歳です。

会 長 年齢34歳。

○5番 まだ、元気があるから。

会 長 意欲はあるような感じよ。

○1番 現実は厳しいから。

○2番 広い所で研修したってね。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

ほかにはないようでございますので、それでは、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成と認めます。それでは、番号9番から24番までについては、原案のとおり承認をいたします。

事務局 すみません。事務局から、議案書の訂正をすみません、またお願いいたします。

議案書の16ページ、議案番号25番、26番、27番、28番の貸借期間についてなんですが、令和4年2月1日から令和9年1月31日とあるのを、令和5年2月1日から令和10年1月31日に訂正をお願いいたします。すみません、よろしくお願いします。

会 長 訂正よろしいですね。

それでは、続きまして番号25番から26番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方（譲受人）は、農地利用最適化推進委員の田上委員の親族です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の定義に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(田上委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらが国道443号線で、こちらにアタックスさん、こちらに甲佐町役場で、こちらに甲佐高校がございます。申請地は甲佐高校から西に約400メートル、仁田子の土中に2筆ございます。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は大町集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に酪農をされています。今回の申請地には飼料用稲の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。申し遅れましたけど、この案件も熊本県農業公社を通しての賃借になります。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番 さっき大町の認定農業者って言われたけど、横田ですね。

会 長 そのように修正いたします。ありがとうございました。

そのほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかには質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号25番、26番については原案のとおり承認をいたします。

田上委員の入室を認めます。

(田上委員入室)

会 長 続きまして、番号27番、28番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思えます。この案件も熊本県農業公社を通しての賃借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

まず、こちらは国道443号線で、こちらが安津橋、こちらに甲佐中学校がございます。申請地は、甲佐中学校から西に約400メートルのところに1筆と、同じく甲佐中学校から西に600メートル、2筆とも下横田の飛石にあります。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は、下横田集落の認定農業者として農業を頑張っておられ、主に牛の繁殖をされています。申請地には飼料作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成となっております。

番号27番、28番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、17ページをお願いします。

番号29番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買です。熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

まず、こちらは県道御船甲佐線で、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに乙女小学校、こちらに宇城鉄筋さんがございます。申請地は、宇城鉄筋さんから西に約530メートル、田口の古賀原に2筆あります。

最後に、相手方の状況について説明いたします。

相手方は田口集落の認定新規就農者で、主に米・野菜の作付をされています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局から番号29番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号29番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号30番について審議したいと思います。この案件も農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらが県道嘉島甲佐線で、こちらがネッツトヨタさん、木村のあられさん、こちらに日立物流さんがいます。申請地は、ネッツトヨタさんから西に約550メートル、吉田の吉田第一にあります。

最後に、相手方の状況について説明いたします。

相手方は御船の農業者で、甲佐町でも農業を頑張っておられます。主に米の作付をされています。申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局から番号30番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号30番については原案のとおり承認をいたします。

以上で本日予定をしていました議題は全て終了いたしました。これから事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長

それでは、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第9回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

4 番

5 番